

地方賜饌の招待者たち

——天皇代替わりと地方名望家——

田中真人

はじめに

およそ儀式というものは、一定の形式に従つて挙行すること自体、参加すること自体に意味を見出すものである。

儀式へ参加することそのものが忠誠度を試される踏み絵であり、参加を許されることがそのまま顕賞を意味する。とりわけ権力を持ったものによつて挙行される儀式、国家儀式においてこの性格は端的に表われる。したがつて儀式に参加したこと、さまざまに関わったことは、それが公表されなければならないし、手軽なる形で証明されることが望ましい。このことは直接具体的な儀式への参加のほか、儀式の挙行を記念して広く行なわれた恩典の授与においても同様である。

天皇制国家の最大イベントである天皇即位大礼を記念して、どのような規模の恩典の授与があつたか、昭和天皇即位の場合についてみてみよう（内閣大礼記録編纂委員会編『昭和大礼要録』一九三一年、以下『要録』と略、四二七～四八八ページ）。

歴史上の人物をふくむ、すでに故人となつてゐるものと主対象とする贈位が一六八名を対象としたのをはじめ、授爵六名、叙位七〇名、叙勲一〇四名（別に外国特派使節・特派大使一九名とその隨員二七名にも叙勲あり）、賜杯は功労賜杯の金銀杯三〇名と、貴衆両院議員八四六名に金杯が授与された。褒賞は孝子・節婦・忠僕・実業精励を対象とする緑綬褒賞が八二名、公益に寄与し、もしくは公同の事務に勤勉した者を対象とする藍綬褒賞が五九名、ほかに特例賜杯一〇〇名、特例金円授与一名となつてゐる。満八〇歳以上の国民には養老賑恤金が与えられたが、その対象者は全国で四五万九五九七名、総額二四万余円に達した。賑恤金は総額一五〇万円が配布されたが、これは植民地をふくむ全府県に交付されたので、大礼記念の皇室からの特別地方交付税とも言うべき性格を有したこととなつた。大礼式典の直接開催地である二府三県四市には総額三四万円の下賜金が交付された。これらはしばしば「大礼記念事業」の原資となつた。神社の昇格・祭神の加座も行なわれた。恩赦・減刑・復権は、その対象者七万七〇〇名と最大規模のもとのとなつた。これらの恩典の授与は、すべて即位礼当日の一月一〇日付けを以つて一斉に公布され実施された。

大礼記念章は「昭和大礼の盛儀を永遠に記念し奉るべき表章」（『要録』四七四ページ）として制定され、「記念章ハ本人ニ限り終身之ヲ保存セシム」（一九二八年八月一日勅令第一八八号）と規定された。その交付対象者は、①践祚の式に召されたる者、②即位礼及大嘗祭の式に召されたる者、③各所在地において饗饌を賜りたる者、④大礼の事務及大礼の用務に関与したる者（勅令、同前）とされた。このうち①②の対象者は全国で二千余名と限られた数であるのに對し、③項該当者は二八万名におよび、④項とともに圧倒的多数を占めている。即位大礼という天皇制国家儀式において、もつとも多数の國民が関与し、かつ招かれた「各所在地における饗饌」すなわち「地方賜饌」について、その実態、とりわけどのような社会層がここに招待されたかの分析を、京都府を例として行なうことが本稿の課題である。

地方饗饌の開催方法

儀式に参加すること自体に意味があり、その参列が公表され、簡易な方法でそれが証明されることが重要であるわけだから、参加者の人選が大きな意味を持つてくる。かなりの数となる対象者の選定基準は、明快で、かつ機械的に選定基準が適用できる方法であることが望ましい。このため位階勲等、宮中席次といったものが重視され、民間人よりは官僚が高い比重を占めている。

地方饗饌の開催方法について、大礼使長官の通牒（一九二八年七月二二八日）にもとづく内務次官の知事宛通牒・照会が、八月九日付けで発せられている（京都府編『昭和大礼京都府記録』上巻、一九二九年、以下『昭京』と略、六三六ページ）。それによれば、①地方饗饌も「大饗」と同時の一月一六日正午より開催のこと、②開催場所は地方庁所在地の一個所を選定のこと、ただし陸海軍軍隊学校、艦船にあるものは陸海軍の官憲の選定に一任し、その他やむをえぬ場合は二個以上を選定することができるときされた。京都府では京都市内に主会場を置き、師団・連隊・鎮守府の所在地である深草・福知山・舞鶴に陸海軍関係者を中心とした会場を設定した。京都市内の主会場は、大正期は京都御苑内朝集所であったが、昭和期にはここが大饗の会場となつたため、岡崎の平安神宮で行なわれた。

地方饗饌出席有資格者の選定基準

問題の招待対象者については、表1のように一九項目の選定基準が提示された。第一二項の大都市市会議員は、東京・名古屋・京都のみであるが、これは即位大典のさいに天皇が立ち寄る、広義の直接開催地に限定したものである。これら一九項目は大正期における選定基準をほぼ継承しているが若干の相違点もある。たとえば褒賞受賞者は、

表1 地方賜饌出席有資格者の範囲（1928年7月28日大礼使長官通牒）

1	高等官、同待遇
2	有爵者
3	従六位以上の有位者
4	勲六等または功六級以上の勳勲者
5	褒賞受賞者
6	神仏各宗派管長
7	門跡寺院住職
8	道府県会副議長、議員
9	朝鮮道評議会員、台灣總督府評議会員、台灣州協議会員
10	市長、大連市長、旅順市長
11	市會議長、大連市會議長、旅順市會議長
12	東京市會議員、京都市會議員、名古屋市會議員
13	市制第六条の市の区長、区會議長
14	六大都市の参与、助役、局長
15	町村長 名主、小笠原島世話係、面長（朝鮮）、街庄長（台湾）、会長（関東州）、 町村長（樺太）、総村長・区長・村長・助役（南洋）をふくむ
16	在職判任官二等以上、同待遇（待遇者は85円以上の俸給を受けている者）
17	判任官三等以下の警察署長・税務署長
18	官公私立小学校公学校、普通学校および普通学堂の長
19	各種事業功労者、優遇者、名望家

『昭和大礼京都府記録』上巻636ページ

大正期においては藍綬褒賞・緑綬褒賞受賞者のみであったが、昭和期はすべての受賞者が対象とされ、この間に新設された紺綬褒賞受賞者が絶対数では圧倒的な比重を占めた。六大都市の局長（第一四項）、官公私立小学校公学校・普通学校・普通学堂の長（第一八項）が新たな出席有資格者として加わった。

また大正期には一般優遇者に含まれていた町村長・警察署長・税務署長は昭和期には独立した項目となり、その全員が無条件で招待されるようになつた。この結果、地方饌饌招待者総数は表2に見られるように、全国で総計二七万八九八三名となり、大正期の八万四七六三名の約三・三倍となつた。第一九項該当者は、大正期が町村長・警察署長・税務署長をふくめて一万六九三一名であったのに対し、昭和期はこれらを除外しても一万九七九三名に及んだ（『要録』三七七ページ）。京都府

地方賜饌の招待者たち

表2 地方饗饌出席有資格者数

地方の部

北海道	9,888	三 重	3,237	石 川	2,595	佐 賀	2,093
東 京	25,308	愛 知	7,676	富 山	2,444	熊 本	3,006
京 都	6,873	静 岡	4,386	鳥 取	1,765	宮 崎	1,915
大 阪	12,152	山 梨	1,709	島 根	2,286	鹿児島	4,000
神奈川	5,059	滋 賀	2,432	岡 山	4,126	沖 縄	762
兵 庫	11,770	岐 阜	3,355	広 島	4,998	朝 鮮	14,664
長 崎	3,282	長 野	4,748	山 口	3,850	台 湾	5,175
新 潟	5,176	宮 城	3,732	和 歌 山	2,204	閩 東	2,688
埼 玉	3,342	福 島	3,466	徳 島	1,872	樺 太	912
群 馬	2,225	岩 手	2,276	香 川	1,989	南 洋	259
千 葉	3,414	青 森	2,174	愛 媛	2,873		
茨 城	3,250	山 形	2,419	高 知	2,010		
栃 木	2,758	秋 田	2,379	福 岡	3,174		
奈 良	2,188	福 井	1,928	大 分	2,861	合計	223,023

陸軍の部

東京	4,091	第七師団	835
関東軍	966	第八師団	1,058
台灣軍	656	第九師団	1,521
支那駐屯軍	180	第十師団	1,418
近衛師団	1,072	第十一師団	1,575
第一師団	6,423	第十二師団	3,101
第二師団	1,972	第十四師団留守部	2,285
第三師団(在山東)	879	第十六師団	2,236
第三師団留守部	1,463	第十九師団	934
第四師団	2,157	第二十師団	1,270
第五師団	2,375		
第六師団	1,800	合計	40,267

総合計 278,983名

海軍の部

東京	1,745
横須賀鎮守府	4,044
吳鎮守府	2,687
佐世保鎮守府	1,878
舞鶴要港部	513
鎮海要港部	206
馬公要港部	302
大湊要港部	162
第一艦隊	1,753
第二艦隊	1,356
第一遣外艦隊	490
第二遣外艦隊	198
練習艦隊	359
合計	15,693

『昭和大礼要録』379～380ページ

における第一九項該当者も、大正期の四三八名に対し、昭和期には七二二名となつてゐる。

各項の対象者はすべて日本国籍を有するものとされ、外国人は対象から外された（一九二八年九月一四日大礼使次官通牒、『昭京』六四三ページ）。また第一五項の町村長には臨時代理・助役は認めない事とされ、さらに刑の執行猶予中のものも除外された（九月二六日内務次官解答、同前）。第七項の門跡寺院については、大正期の場合、相国寺派（大聖寺・宝鏡寺・總持院・宝慈院）、南禪寺派（靈鑑寺）、日蓮宗（瑞龍寺）、天龍寺派（曇華院・林丘寺）、淨土宗（光熙院・三時知恩寺）、天台宗真盛派（本光院）、泉涌寺派（泉涌寺）、真宗本願寺派（欠員）の八派、一二寺院が対象となっている（『大正大礼京都府記事庶務之部』上、一九一七年、以下「大京」と略、一五七ページ）。

地方名望家の選定基準

第一八項までは、比較的単純かつ機械的に選定できたのに対し、第一九項の「各種事業功労者、優遇者、名望家」は一定の評価と判断をともなうものになりがちである。このため全国の各府県から選定基準につき照会が相次いだので、一九二八年一〇月一三日付の大礼使長官内牒によつて、比較的単純に選考できる「優先選定項目」が定められた（『昭京』六四五ページ）。これによれば在郷軍人連合分会長・私立中等学校長の全員は、第一九項目の招待者に無条件で加えられるものとされ、このほか功七級帶勲者・市會議員・市制第六条の市の区議員・赤十字社有功賞受領者・正七位以下有位者・勲七等以下帶勲者・青年團長などはそれぞれ若干名の総代が第一九項の対象者に加えられるものとされた。この大礼使長官内牒により、あらためて第一九項目の選定基準を作成した結果、京都府では表3のような五四項目に整理され、その該当者は七二二名となつた。このうち大嘗祭獻穀者および大嘗祭造営用材供納者総代は、京都府獨特の項目といえる。

地方賜饌の招待者たち

表3 京都府における第19項目（各種事業功労者、優遇者、名望家）
の該当選定項目

内務大臣の選奨若は表彰したる自治功労者、社会事業功労者	府郡師男女青年会長 帝国美術院審査委員
官内大臣其他各大臣の選奨者表彰者	所得税審査委員 所得税調査委員総代
警察官消防官吏功勞記章佩用者	相続税審査委員総代
日本赤十字社佩有功章受領者	日本海員旅済会佩一等有功章
愛國婦人会佩特別徽章者	帝国水難救済会佩一等有功章
済生会寄付者総代	義勇財団海防会寄付者総代
府医師会長、副会長、都市医師会長	帝国飛行協会有功章所持者
府歯科医師会長、副会長、都市歯科医師会長	鉄道運輸貢献者、同從業者教化功労者
府薬剤師会長及副会長	裁判所各種調停委員総代
府消防組頭総代	弁護士会長副会长
各省関係各種委員審査会委員	執達吏会長公証人会長
府郡市農会、水産会、山林会長	保護事業功労者
森林會議員	社会事業社会教化功労者
蚕糸同業組合連合会会长、副会長	方面委員総代
茶業組合連合会会长、副会長	健康保険部長、健康保険審査会委員
産業組合連合会会长、副会長	帝国軍人後援会寄付者総代
商工会議所会頭、副会頭	同仁会有功会員
取引所理事長及組合委員長	元代議士
京都銀行集会所委員長及役員	愛國婦人会支部長副支部長
在郷軍人会有功章授与者	自治功労者
在郷軍人連合分会長	大嘗祭獻穀者
在郷軍人分会長総代	郡蚕糸同業組合長
六人以上陸海軍現役兵を出したる家の戸主	大嘗祭造営用材供納者総代
中等程度以上の私立学校長	功七級帶勲者総代
私立盲学校聾哑学校長	正七位以下有位者総代
府郡市教育会長	勲七等以下帶勲者総代

『昭和大礼京都府記録』上巻、645~646ページ

(補注) 大嘗祭造用材供納者としては、関係の府下二〇町村から各一名が選ばれた。このうち一三町村は助役、一村では村会議員が選ばれるなど、ほとんどが公職に従事している者になっている。二〇町村は次のとおり(『昭京』六五三ページ)。
 (愛宕郡) 雲ヶ畑・花背、(葛野郡) 小野郷・中川・松尾・梅ヶ畑・川岡、(乙訓郡) 向日・大原野、(久世郡) 小倉、(綾喜郡) 田原・宇治田原、(相楽郡) 湯船・東和束・西和束・中和束、(北桑田郡) 山国・黒田、(船井郡) 上和知・梅田
 なお大正期の京都府においては、各種事業功労者・優遇者・名望家としては次の各項該当者とした(『大京』一五六ページ)。

知事において選定したる名望家二〇名、府農会長、商業會議所会頭、弁護士会長、中学校及高等女学校程度以上の公私立学校長、所得税審査委員、營業税審査委員、執達吏会長、府医師会長、日本赤十字社佩有功章特別社員、恩賜財團済生会寄付金千円以上の完納者、地方森林會議員、文部大臣の選挙したる小学校校長
 京都府における地方饗宴出席有資格者基準は以上のようになっているが、その中央版とともにうべき大饗および大饗夜宴への招待者選定基準を、京都府に当てはめた場合を参考のために対比的に提示してみると表4のごとくになる。大饗の出席資格者の全国の総数は、第一回一一四六名(『要録』三六二ページ)、第一回一二〇三名

表4 京都府における大饗および大饗夜宴への出席有資格者

1	勲一等
2	功一級
3	公爵
4	從一位
5	京都地方裁判所長
6	京都地方裁判所檢事正
7	帝國大學總長
8	勅任官たる京都高等蚕業學校長
9	勅任官たる第三高等學校長
10	勅任官たる京都高等工芸學校長
11	貴族院議員衆議院議員
12	府會議長
13	京都市長
14	京都市會議長
15	京都市在勤勅任官同待遇
16	京都市在住有爵者
17	京都市所在各官衙・學校の長たる奏任官、同待遇
18	京都市助役および局長

(同、三六七ページ)、大饌夜宴二七七九名(同、三七五ページ)であるから、表1の資格基準にもとづいて二八万人近くを招集した地方饌饌に比較すれば、きわめて限定されたものであった。

会場の選定、招待者への注意

地方饌饌の会場は原則として各府県一会場に集約されるべきものとされたが、やむを得ぬ場合は複数会場を設定し得るとされ、陸海軍軍隊学校や艦船にあるものは陸海軍の官憲の選定に一任できるものとされた。昭和期の場合、京都府では、京都市内の平安神宮を主会場としたが、軍人関係者は、在郷陸軍軍人は京都偕行社および歩兵第九連隊(深草)・福知山偕行社、舞鶴偕行社で、在郷海軍軍人は舞鶴水行社および舞鶴海友社にて挙行された。軍人関係者以外の一般地方饌饌招待者も、会場出向の便宜から福知山や舞鶴の軍関係の会場に出席し得るものとされた。出席者の服装は「大礼服、正装を原則とするも、やむを得ざるときは、男子はモーニングコート、紋服、紋付羽織袴を着して差支無」きとされた。また「教誨師、基督教教師等礼服に相当する服装あるもの及朝鮮、台湾等の固有の礼服あるものは其の服装を以て代用するも差支無」(『昭京』六四八ページ)との通達も出されている。参入証裏面に記された当日の出席者への注意書には、①開会三〇分前の午前一時半までに饌饌会場に参入のこと、②参入証・御召状は当日前からならず持参のこと、③杖などの携帯品はなるべく持参せず、帽子・外套は着用せずに持参して入場のこと、といったことが記されている(『昭京』六五三ページ)。服装に関する注意は、天皇の鹵簿行進における奉拝者への注意書きを準用している。京都府における賜饌費用は一人当たり一円五〇銭が予算化されている。席次は宮中席次が適用され、該当しないものは「地位身分を參酌し適宜之を定むること」とされた(『昭京』六五四ページ)。

賜饌の式次第は短時間のものである。午前一時二〇分の第一鈴とともに一同控室より賜饌場に入場して着席し、

正午の第二鈴とともに府内務部長の開宴の辞、京都大学音楽部員の奏楽による「君が代」合唱、ついで来会者中の最上席者（陸軍中将正四位勲二等功五級大野邦太郎）の「賜饌拜戴及御礼執事の詞」が述べられ、万歳を三唱し、賜物を土産に○時一五分一同退出と、わずか一五分の儀式であった（『昭京』六五五ページ）。

京都府における出席資格者の数量的分析

このような選定基準の結果、京都府下の各会場における招待者総数と出席者数は表5のように総計八八四一名となつており、大正期の三五一一名に比して二・八倍である。このなかには他府県在住者で当日、公務等の理由で京都府下に滞在している約六五〇名も含まれている（『昭京』六三九ページ）。また大正期に比して、有資格者の出席率も高くなっていることが知られよう。

表6は陸海軍関係を除外した主会場の平安神宮における項目別の出席資格人員と実際の参入人員数を示したものである。官職身分に

表5 京都府地方饗饌（昭和）会場別出席者数
(1928年11月16日)

会 場	総資格人員数	出席者数	出席率	
平安神宮	6,873	6,394	93.0	
第16師団	1,112	1,066	95.9	
歩兵第20連隊（福知山）	240	237	98.8	
舞鶴偕行社	116	112	96.6	
舞鶴要港部	舞鶴水行社	214	214	100.0
舞鶴防備隊	270	267	98.9	
駆逐艦竹	16	16	100.0	
計	8,841	8,306	93.9	

京都府地方饗饌（大正）所轄別出席者数
(1915年11月16日)

会 場	資格人員	参入人員	出席率
京都府饗宴場（京都御苑内）	2,274	1,844	81.1
京都衛戍司令官取扱	486	477	98.1
福知山衛戍司令官取扱	64	62	96.9
舞鶴衛戍司令官取扱	86	68	79.1
舞鶴鎮守府司令長官取扱	241	241	100.0
計	3,151	2,692	85.3

『大正大礼京都府記事庶務之部』上巻167ページより

表6は陸海軍関係を除外した主会場の平安神宮における項目別の出席資格人員と実際の参入人員数を示したものである。官職身分に

地方賜饌の招待者たち

表6 京都府地方賜饌平安神宮会場における資格別出席者数

項目		資格人員	参入人員	出席率
1	高等官、同待遇	1,494	1,424	95.3
2	有爵者	4	3	75.0
3	従六位以上の有位者	274	249	90.9
4	勲六等または功六級以上の帶勲者	235	222	94.5
5	褒賞受賞者	160	150	93.8
6	神仏各宗派管長	16	14	87.5
7	門跡寺院住職	13	8	61.5
8	京都府会副議長、議員	38	36	94.7
12	京都市會議員	42	40	95.2
13	京都市の区長	2	2	100.0
15	町村長	247	247	100.0
9	朝鮮道評議会員	1	1	100.0
16	在職判任官二等以上、同待遇	3,246	2,940	90.6
17	判任官三等以下の警察署長・税務署長	2	2	100.0
18	官公私立小学校長	377	375	99.5
19	各種事業功労者、優遇者、名望家	722	681	94.3
合計		6,873	6,394	93.0

『昭和大礼京都府記録』下 657ページ

表7 京都府地方賜饌会場別資格人員数と出席率（平安神宮会場を除く）

	高等官 待遇	従6位 以上	功6級 勲3等 以上	在職判 任官2等 以上	計	うち府 知事委 託
第十六師団	816	0	14	282	1,112	544
歩兵第二十連隊（福知山）	163	0	11	66	240	110
舞鶴偕行社	76	0	7	33	116	62
舞鶴要港部	224	0	12	264	500	44
計（総資格人員数）	1,279	0	44	645	1,968	760
うち出席者数	1,246	0	42	624	1,912	738
出席率	97.4	—	95.5	96.7	97.2	97.1

『昭和大礼京都府記録』上巻 658~660ページの記述より

ともなう出席資格を有する者がほとんどであることが知られよう。『大正大礼京都府記事 廉務之部』上巻一七二一三一ページ、および『昭和大礼京都府記録』下巻五八二一六七二ページに、それぞれの出席有資格者全員の、簡単な肩書きを付した名簿が掲載されているので、これをもとに招待された社会層を分析するための若干の指標を抽出してみよう。肩書きの分類は一定の判断を要することも多く、したがって以下の数字は必ずしも正確とはいえない。

特に目立つものは、まず小学校長・訓導・視学といった初等教育機関の管理職が一〇九六名（大正期一一八名）、中等学校専門学校長・教諭六二二名（同三〇六名）、大学等高等教育機関教員二九八名（同一二六名）といった教育関係者の比重の大きさである。資格項目第一八項に独立している小学校長の他は、ほとんどが第一六項、さらに第一五項が適用されたものと思われる。

資格項目一、一六項にはほとんどがよくまれると思われる官吏についてみると、「書記」が鉄道書記一七二名、通信書記ないし通信省書記一四五名、裁判所書記三九名など合計三九七名（大正期七七名）、「属」の呼称で呼ばれる者は京都府属五一名、他府県の属合計二一名、国家官庁の属三九二名の合計四六四名（大正期三一名）、「技師」あるいは「技手」と呼ばれる者は鉄道局の一三四名を始めとして合計五八五名（大正期一一二名）、事務官・書記官・訳官など「官」の呼称の者一括して六三名などとなっている。興味深いのは三等郵便局長が二〇八名とほぼ全員が出席有資格者となつていて、大正期は四名しか確認することができず、「総代」のみであったと思われる。小学校長・郵便局長・警察官といった地域社会の顔役が網羅的に有資格者となつていることがうかがえる。

宗教関係者の肩書きを有する者は第六・七項の資格所有者数を上回る数が確認されるが、どの項目で配分されているか明確でない。管長・住職などの仏教関係者が大正期三一名、昭和期二八名と変わらないのに対し、宮司・主典などと呼ばれる神道関係者が二二名から五五名と一・五倍増になつていているのが目立つ。

表8 出席有資格者位階別分布

位 階	大正	昭和
勲 2 等 等 等 等 等 等 等 等	2 1 28 68 96	3 10 52 63 243 112 97
正 3 従 3 正 4 従 4 正 5 従 5 正 6 従 6 正 7 従 7 正 8 従 8	位 位 位 位 位 位 位 位	2 2 4 10 12 12 20 26
計	283	934

褒賞受賞者は、大正期が藍綬綠賞四名、藍綬褒賞九名の計一三名に過ぎなかつたのに対し、昭和期には一四八名と激増している。これは一九一八年九月に新設された紺綬褒賞の受賞者一二六名が加わつてゐるためで、紺綬褒賞は公益のため私財一万円以上を寄付した者に対し与えられることがされたものである。いわば一万円で地方賜饌の入場資格を買つことができたといえようか（大正期では恩賜財團済生会寄付金千円以上完納者に資格が与えられた）。

位階勲等のみが肩書きに付されている者は表8に見られるように大正期二八三名、昭和期九三四名である。このうち従六位以上の有位者は第三項、勲六等または功六級以上の帶勲者は第四項の資格が適用されてゐるが、正七位以下および勲七等以下は第一九項での資格者として招待された者である。勲五ないし六等、あるいは五ないし六位あたりの招待者が多く、中央での式典出席者に比して地方賜饌がはるかに中堅層主体で行なわれたことがここからも明瞭にうかがえる。

昭和期における女性参列資格者は一五七名で全体の一・八パーセントである。大正期には五九名であったので、女

性の占める割合に大きな変化はない。肩書きのない三〇名を除いた一二七名のうち、

七一名が高等女学校等の中等教育機関の教諭、二〇名が小学校訓導（校長は皆無）、一名の女専助教授と教育関係者が圧倒的比重を占め、尼門跡寺院住職七名、看護婦長三名、皇后宮女嬌七名などがまとまつた集團である。勲二等の大谷智子、勲六等の新島

八重など位階のみが肩書きとなつてゐる女性は一〇名であつた。

おわりに

大正・昭和の近代の二度の即位大典の特徴は、即位大典が国民統合のための重要な政治的パフォーマンスとして意識的な位置付けをされていたことにある。即位大典という国家儀式が全国民に周知されるように行なわれた。このことは近世までの即位儀式との大きな相違といえよう。このために国民の直接動員の局面が意識的に多用された。直接動員の多寡は、大正・昭和の即位礼と、一九九〇年の平成の即位礼との大きな違いもある。だからといって平成の即位礼が国民統合への効果について関心がなかつたわけではない。国家儀式の国民統合上の効果を發揮させる主要な形態が、直接動員から別の形態、とりわけテレビなどのマスメディアを駆使することにより、国民はより受動的なニュースの受け手となるような形態に移つてゐることを平成の即位儀式は示した。

大正・昭和の天皇代替わり儀式においては、大喪における葬場殿の儀・陵所の儀が終了する一一三時あるいは六時において、中央の式場での「遙拝」に合わせて全国各会場で一斉に遙拝が行なわれた。即位礼当日紫宸殿の儀終了後の一五時、臣民を代表して内閣総理大臣が高御座の天皇の前で万歳三唱をするとき、この时刻に合わせて全国の即位奉祝の会場では市町村長や学校長の音頭でやはり一斉に万歳三唱が行なわれた。これと同じく、天皇が自身の即位を祝つて臣下に祝宴を賜うという位置付けをされた大饗が行なわれる正午を期して、全国各地でも地方賜饗がなされた。これらは、大喪あるいは即位礼・大嘗祭・大饗という「中央」の、天皇が直接臨席して開催される儀式に合わせて、中央と同時に、全国津々浦々で開催され、中央と擬似的な形ではあれ、全国民が体験を共有し、天皇の参加する儀式とともにあることを意識化させた点で、直接動員としての大きな意味を有した。

大正・昭和の即位礼における地方饗宴は、八万人（大正）あるいは二八万人（昭和）というその動員規模の大きさにおいて、儀式への国民の直接動員の主要な形態であった。地方饗宴が直接動員において特殊な意味を有するのは、他の場合と違つて「出席有資格者」として明確に選ばれたものであることを意識化した点にある。有資格者たちは、菊の紋章の入つた宮内大臣名の「饗饌ヲ賜」う旨の「御召状」を受け取る。このことによつて、あたかも天皇から特別の期待と委任を受けたかのような使命感・義務感を生じさせる効果を狙つたものであろう。

大正と昭和の、わずか一三年しか隔てているに過ぎない二つの即位式典の質的な差異は、地方饗宴の有資格者数にも表われていると思われる。有資格者を三倍以上に増大させることにより、市町村・学区といった地域社会における主だつた公職者と有力者をほぼ網羅することができた。第一次大戦後の「大衆社会」の登場、階級闘争の激化と思想の分化に対し天皇制国家が大きな危機感を抱いていたことは、昭和天皇の「践祚後朝見式ノ勅語」に端的に表われている。この勅語は、これらの状況に対して「举国一致共存共榮」「一視同仁」を対置しているが、こうした天皇制社会秩序の再構築を支える基盤として期待された地域社会の担い手たちに新たな照準を据え直したのが昭和大典における二八万の人々を対象とした「地方賜饌」といえよう。

なお一九九〇年の「平成」代替わり儀式における饗宴・園遊会・京都茶会においては、大正・昭和の二回に比してはるかに民間人の比重の高いものになつたと思われるが、その多くは出席者名を公表しなかつた。儀式の調席品納入者や奉仕者についても世間に広く周知される形では公表されなかつた。公表できなかつた理由は様々であろうが、このことは国家儀式のあり方からすれば大きな制約を受けたことであり、先の二回との大きな時代の変化を感じさせるものである。

（たなか まさと・同志社大学人文科学研究所教授）

（一九九一年三月）